

2020年2月28日

お客さま各位

京都中央信用金庫

改正民法施行に伴う各種規定の改定について

平素は当金庫をご利用賜り心より厚く御礼申し上げます。

当金庫では2020年4月1日に施行される改正民法（債権法）を踏まえ、下記の各種規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

今後とも当金庫をご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2020年4月1日（水）

2. 対象規定

- (1) 中信預金規定集
- (2) 外貨預金規定
- (3) 一般当座勘定規定
- (4) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (5) 中信キャッシュカード規定（中信ICキャッシュカード特約）
- (6) 中信デビットカード取引規定（Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定）
- (7) 「京都中央信金アプリ」利用規定（各特約を含む）
- (8) 教育資金贈与預金管理規定
- (9) 後見支援預金管理規定
- (10) 休眠預金規定
- (11) 貸金庫規定
- (12) 振込規定
- (13) 「有高集金」に関する定め
- (14) 「でんさいサービス」ご利用規定
- (15) 夜間金庫規定 ※新規取扱いを中止しています
- (16) 外国送金取引規定
- (17) 中信Web外為サービス利用規定
- (18) 中信テレホンバンキングサービス利用規定
- (19) 中信モバイル&インターネットバンキング利用規定
- (20) 中信テレホンサービス規定

- (21) 中信テレホンサービス・ペイバイホン規定
- (22) 中信データ伝送サービス利用規定
- (23) 中信スーパーファクシミリサービス利用規定
- (24) 中信インターネットデータ伝送サービスご利用規定
- (25) 中信ビジネスWebサービスご利用規定

3. 改定内容 ※主な改定内容は、次ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

- (1) 預金者の後見人等について補助・保佐・後見が開始された場合の届出の義務化
- (2) 規定変更時の周知方法等の新設または変更
- (3) 定期性預金（定期預金・定期積金など）の満期日前解約の制限の明確化
- (4) 送金小切手作成取引の終了に伴う文言等の削除
- (5) その他、表現の変更など

以上

新旧対照表

(1) 中信預金規定集

改定後	改定前																
<p>第1章 預金共通規定 第5条〔届出事項の変更、通帳の再発行等〕 (3) 成年後見人等の届出 ①家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p>	<p>第1章 預金共通規定 第5条〔届出事項の変更、通帳の再発行等〕 (3) 成年後見人等の届出 ①家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。</p>																
<p>第14条〔規定等の変更〕 <u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第14条〔改定規定の遡及〕 <u>本規定の内容について改定を行った場合、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。なお、改定の内容につきましては、ホームページその他で公表いたします。</u></p>																
<p>第3章 定期性預金適用規定1 第1条〔定期積金規定、積立定期預金規定、通知預金規定〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">預金の内容</th> <th style="width: 25%;">定期積金</th> <th style="width: 25%;">積立定期預金</th> <th style="width: 35%;">通知預金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8. 解約時の利息等の計算方法</td> <td style="text-align: center;"><u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この積金は満期日前に解約できません。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は据置期間中に解約できません。</u></td> </tr> </tbody> </table>	預金の内容	定期積金	積立定期預金	通知預金	8. 解約時の利息等の計算方法	<u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この積金は満期日前に解約できません。</u>	<u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u>	<u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は据置期間中に解約できません。</u>	<p>第3章 定期性預金適用規定1 第1条〔定期積金規定、積立定期預金規定、通知預金規定〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">預金の内容</th> <th style="width: 25%;">定期積金</th> <th style="width: 25%;">積立定期預金</th> <th style="width: 35%;">通知預金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8. 解約時の利息等の計算方法</td> <td style="text-align: center;">【新設】</td> <td style="text-align: center;">【新設】</td> <td style="text-align: center;">【新設】</td> </tr> </tbody> </table>	預金の内容	定期積金	積立定期預金	通知預金	8. 解約時の利息等の計算方法	【新設】	【新設】	【新設】
預金の内容	定期積金	積立定期預金	通知預金														
8. 解約時の利息等の計算方法	<u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この積金は満期日前に解約できません。</u>	<u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u>	<u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は据置期間中に解約できません。</u>														
預金の内容	定期積金	積立定期預金	通知預金														
8. 解約時の利息等の計算方法	【新設】	【新設】	【新設】														
<p>第4章 定期性預金適用規定2 第1条〔定期預金共通規定〕 8. 中途解約 <u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満</u></p>	<p>第4章 定期性預金適用規定2 第1条〔定期預金共通規定〕 8. 中途解約 【新設】</p>																

改定後	改定前
<p><u>期日前に解約できません。</u></p> <p>(2) 当金庫が、やむを得ないものと認めてこの預金を満期日（ニュープレゼントの場合は預入日の6か月後の応当日）前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、後記第7条の預金種類と預入期間に応じた利率（ニュープレゼントの場合は解約日の普通預金の年利率）により計算し、この預金とともに支払います。なお期日指定定期預金は1年複利、その他複利式の場合は6か月複利の方法で計算します。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払合計額と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p>当金庫が、やむを得ないものと認めてこの預金を満期日（ニュープレゼントの場合は預入日の6か月後の応当日）前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について、後記第7条の預金種類と預入期間に応じた利率（ニュープレゼントの場合は解約日の普通預金の年利率）により計算し、この預金とともに支払います。なお期日指定定期預金は1年複利、その他複利式の場合は6か月複利の方法で計算します。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払合計額と期限前解約利息との差額を清算します。</p>
<p>第2条 〔財産形成期日指定定期預金規定〕</p> <p>6. 預金の解約、書替継続</p> <p><u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店へ提出してください。</p>	<p>第2条 〔財産形成期日指定定期預金規定〕</p> <p>6. 預金の解約、書替継続</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店へ提出してください。</p>
<p>第3条 〔財形住宅預金規定〕</p> <p>5. 預金の解約</p> <p><u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(2) やむを得ない事由により、この預金を3.の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証と共に取扱店へ提出してください。</p>	<p>第3条 〔財形住宅預金規定〕</p> <p>5. 預金の解約</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>やむを得ない事由により、この預金を3.の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証と共に取扱店へ提出してください。</p>
<p>第4条 〔財形年金預金規定〕</p> <p>5. 預金の解約</p> <p><u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満</u></p>	<p>第4条 〔財形年金預金規定〕</p> <p>5. 預金の解約</p> <p><u>【新設】</u></p>

改定後	改定前
<p><u>期日前に解約できません。</u></p> <p><u>(2) やむを得ない事由により、この預金を3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</u></p>	<p>やむを得ない事由により、この預金を3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p>

(2) 外貨預金規定

改定後	改定前
<p>第1章 外貨預金共通規定 第8条〔届出事項の変更、通帳の再発行等〕 (3) 成年後見人等の届出 ①家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p>	<p>第1章 外貨預金共通規定 第8条〔届出事項の変更、通帳の再発行等〕 (3) 成年後見人等の届出 ①家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。</p>
<p>第18条〔<u>規定等の変更</u>〕 <u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第18条〔<u>改定規定の遡及</u>〕 本規定の内容について改定を行った場合、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。なお、改定の内容につきましては、ホームページその他で公表いたします。</p>
<p>第3章 外貨定期預金共通規定 第4条〔中途解約時の利息〕 <u>(1) 当金庫が、やむを得ないものと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u> <u>(2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の</u></p>	<p>第3章 外貨定期預金共通規定 第4条〔中途解約時の利息〕 満期日前の解約は原則として行いません。当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、解約</p>

改定後	改定前
前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。	日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 一般当座勘定規定

改定後	改定前
<p>第 15 条の 2〔成年後見人等の届出〕</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p>	<p>第 15 条の 2〔成年後見人等の届出〕</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。</p>
<p>第 30 条〔<u>規定等の変更</u>〕</p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第 30 条〔改定規定の遡及〕</p> <p><u>本規定の内容について改定を行った場合、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。なお、改定の内容につきましては、ホームページその他で公表いたします。</u></p>

(4) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定後	改定前
<p>第 13 条の 2〔成年後見人等の届出〕</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p>	<p>第 13 条の 2〔成年後見人等の届出〕</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によってお届けください。</p>
<p>第 27 条〔<u>規定等の変更</u>〕</p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の</u></p>	<p>第 27 条〔改定規定の遡及〕</p> <p><u>本規定の内容について改定を行った場合、改定後の新規定は、改定</u></p>

改定後	改定前
<p><u>状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>前よりお取引きいただいているお客さまに対しても適用されます。なお、改定の内容につきましては、ホームページその他で公表いたします。</p>

(5) 中信キャッシュカード規定（中信 I C キャッシュカード特約）

改定後	改定前
<p><u>21. (規定等の変更)</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>【新設】</p>

(6) 中信デビットカード取引規定（Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定）

改定後	改定前
<p>中信デビットカード取引規定</p> <p>1. [適用範囲]</p> <p>(前文省略)</p> <p>① <u>日本電子決済推進機構</u>（以下「<u>機構</u>」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>機構</u>に直接加盟店として登録された<u>機構</u>の会員である。または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。<u>但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締</p>	<p>中信デビットカード取引規定</p> <p>1. [適用範囲]</p> <p>(前文省略)</p> <p>① <u>日本デビットカード推進協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>協議会</u>に直接加盟店として登録された<u>協議会</u>の会員である。または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締</p>

改定後	改定前
<p>結した法人または個人 <u>(以下「間接加盟店」といいます。)</u>。但し、<u>規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>③規約を承認のうえ <u>機構</u> に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人 <u>(以下「組合事業加盟店」といいます。)</u>。但し、<u>規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>④その他当金庫が認めた法人または個人</p> <p>3. [デビットカード取引契約等]</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下 <u>本条において</u> 「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p>①当金庫に<u>対する</u> 売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。<u>なお、</u> 預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は <u>不要</u> です。</p> <p>②<u>加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)</u> に対する、<u>売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相</u></p>	<p>結した法人または個人</p> <p>③規約を承認のうえ <u>協議会</u> に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</p> <p>④その他当金庫が認めた法人または個人</p> <p>3. [デビットカード取引契約等]</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、<u>かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は <u>必要ありません。</u></u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

改定後	改定前
<p><u>殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p><u>6. [規定等の変更]</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定</p> <p>11. [規定等の変更]</p> <p>(1) <u>当金庫は、この規定の各条項その他の条件について</u>、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫のホームページへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p><u>【新設】</u></p> <p>Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定</p> <p>11. [規定の変更等]</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示</u>その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める<u>1カ月以上の相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>

(7) 「京都中央信金アプリ」利用規定 (各特約含む)

改定後	改定前
<p>「京都中央信金アプリ」利用規定</p> <p><u>第7条 規定等の変更</u></p> <p><u>1. 当金庫は、本規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるも</u></p>	<p>「京都中央信金アプリ」利用規定</p> <p><u>【新設】</u></p>

改定後	改定前
<p><u>のとします。</u></p> <p>「京都中央信金アプリ」残高・取引明細照会利用規定</p> <p><u>第6条 規定等の変更</u></p> <p><u>1. 当金庫は、本規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>「京都中央信金アプリ」からの口座開設に係る特約</p> <p><u>4. 規定等の変更</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>「京都中央信金アプリ」より開設された無通帳口座に係る特約</p> <p><u>7. 規定等の変更</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>「京都中央信金アプリ」残高・取引明細照会利用規定</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>「京都中央信金アプリ」からの口座開設に係る特約</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>「京都中央信金アプリ」より開設された無通帳口座に係る特約</p> <p><u>【新設】</u></p>

(8) 教育資金贈与預金管理規定

改定後	改定前
<p>第16条 <u>〔規定等の変更〕</u></p> <p><u>（1）当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化</u>その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫のホームページへの掲載による公表</u>その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p><u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第16条 <u>〔特約の変更〕</u></p> <p>この特約は法令の変更、その他当金庫が相当の事由があると認める場合には、<u>変更することができるものとします。</u>この場合、変更後の新特約は変更前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。なお、変更内容につきましては、ホームページその他で公表いたします。</p>

(9) 後見支援預金管理規定

改定後	改定前
<p><u>9. 〔規定等の変更〕</u></p> <p><u>（1）当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化</u>その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫のホームページへの掲載による公表</u>その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p><u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

(10) 休眠預金規定

改定後	改定前
<p>第5条 規定および改定規定の遡及</p> <p><u>【削除】※第6条へ移行</u></p> <p><u>1.</u> 本規定の内容については、すでにお取引いただいているお客様に対しても適用されます。</p> <p><u>2.</u> 本規定の改定を行った場合、改定後の新规定は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。</p>	<p>第5条 規定および改定規定の遡及等</p> <p><u>1.</u> この規定の各条項およびその他改定等は、金融情勢等の変化により相当の事由があると認められ改定を行った場合には、改定内容等を当金庫ホームページその他で公表するものとします。</p> <p><u>2.</u> 本規定の内容については、すでにお取引いただいているお客様に対しても適用されます。</p> <p><u>3.</u> 本規定の改定を行った場合、改定後の新规定は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。</p>

改定後	改定前
<p>第6条 規定等の変更</p> <p>1. <u>当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>【新設】</p>

(11) 貸金庫規定

改定後	改定前
<p>15. 〔規定等の変更〕</p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>15. 〔改定規定の遡及〕</p> <p><u>本規定の内容について改定を行った場合、改定後の新规定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまに対しても適用されます。なお、改定の内容につきましては、ホームページその他で公表いたします。</u></p>

(12) 振込規定

改定後	改定前
<p>14. 〔成年後見人等の届出〕</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、依頼人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u></p>	<p>14. 〔成年後見人等の届出〕</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>
<p>15. 〔規定等の変更〕</p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫</u></p>	<p>【新設】</p>

改定後	改定前
<p><u>のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	

(13) 「有高集金」に関する定め

改定後	改定前
<p><u>9. 規定等の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当金庫は、この定め各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> ・ <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 	<p><u>【新設】</u></p>

(14) 「でんさいサービス」ご利用規定

改定後	改定前
<p>第34条（規定等の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、<u>この規定各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> 2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 	<p>第34条（規定等の変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫は、<u>本規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。</u> 2. <u>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u> 3. <u>当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</u>

(15) 夜間金庫規定

改定後	改定前
<p><u>12. 規定等の変更</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

改定後	改定前
<p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	

(16) 外国送金取引規定

改定後	改定前
<p>2. (定義) この規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 外国向送金取引 <u>【下線部を削除】</u></p>	<p>2. (定義) この規程における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 外国向送金取引 <u>③外国にある他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人に対して交付すること</u></p>
<p>3. (送金依頼) (2) 送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上<u>【下線部を削除】</u>の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。</p> <p>①外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。 <u>【下線部を削除】</u></p> <p>②許可等が必要とされている取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。</p> <p><u>③当金庫が送金内容の確認が必要と判断した場合には、当金庫が指定する書類を提出してください。</u></p>	<p>3. (送金依頼) (2) 送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上<u>所定の</u>確認が必要ですので、次の手続きをしてください。</p> <p>①外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。</p> <p><u>②所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合を除き、当金庫所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出して下さい。</u></p> <p><u>③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合を除き、住民票の写し等所定の本人確認書類を提示してください。</u></p> <p>④許可等が必要とされている取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。</p> <p><u>【新設】</u></p>

改定後	改定前
<p>1 1. (組戻し)</p> <p>(1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>③組戻しを承諾した関係銀行から当金庫が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を<u>当金庫所定の組戻依頼書に記載された預金口座に直ちに返却します。【下線部を削除】</u></p> <p>(2) <u>【下線部を削除】</u>前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>1 1. (組戻し)</p> <p>(1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>③組戻しを承諾した関係銀行から当金庫が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、<u>当金庫所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(2) <u>前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>
<p><u>1 7. (規定等の変更)</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

(17) 中信Web外為サービス利用規定

改定後	改定前
<p>第16条 解約</p> <p>4. 暴力団排除条項による解約</p> <p>前項のほか、契約者において次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービスの利用契約を解約できるものとします。</p> <p>(1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p>	<p>第16条 解約</p> <p>4. 暴力団排除条項による解約</p> <p>前項のほか、契約者において次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービスの利用契約を解約できるものとします。</p> <p>(1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p>

改定後	改定前
<p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ⑦その他前各号に準ずる者 ⑧第1号から第7号に該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>	<p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団 ⑥その他前各号に準ずる者</p> <p>【新設】</p>
<p>第20条 規定等の変更 <u>（1）当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第20条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく当金庫所定の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。なお、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p>

(18) 中信テレホンバンキングサービス利用規定

改定後	改定前
第16条 規定等の変更	第16条 規定の変更

改定後	改定前
<p>1. 当金庫は、<u>この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>1. 当金庫は、<u>必要がある場合、本規定の内容および利用方法（当金庫の「所定事項」を含みます）を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>この場合、ホームページに利用規定を掲載するほか当金庫本支店に利用規定を備え付けます。</u> <u>変更日以降は、変更後の規定により取扱いますので、契約者は、本サービスを利用する際には、規定変更の有無を確認のうえ利用してください。</u></p>

(19) 中信モバイル&インターネットバンキング利用規定

改定後	改定前
<p>第17条 規定等の変更</p> <p>1. 当金庫は、<u>この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第17条 規定の変更</p> <p>1. 当金庫は、<u>必要がある場合、本規定の内容および利用方法（当金庫の「所定事項」を含みます）を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>この場合、当金庫のサービス提供画面にその旨を表示し、ホームページに利用規定を掲載するほか当金庫本支店に利用規定を備え付けます。</u> <u>変更日以降は、変更後の規定により取扱いますので、契約者は、本サービスを利用する際には、規定変更の有無を確認のうえ利用してください。</u></p>

(20) 中信テレホンサービス規定

改定後	改定前
<p><u>8. 規定等の変更</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

(21) 中信テレホンサービス・ペイバイホン規定

改定後	改定前
<p><u>第10条 規定等の変更</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

(22) 中信データ伝送サービス利用規定

改定後	改定前
<p>19. <u>規定等</u>の変更</p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>19. <u>規定の変更等</u></p> <p>当金庫は、本規定の内容を、利用者に事前に通知することなく店頭表示その他の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じても、当金庫は責任を負いません。</p>

(23) 中信スーパーファクシミリサービス利用規定

改定後	改定前
<p><u>9. 規定等の変更</u></p> <p><u>(1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

(24) 中信インターネットデータ伝送サービスご利用規定

改定後	改定前
<p>第 12 条 規定等の変更</p> <p><u>1. 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第 12 条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、利用者に事前に通知することなく店頭表示その他の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じても、当金庫は一切責任を負いません。</p>

(25) 中信ビジネスWebサービスご利用規定

改定後	改定前
<p>第 22 条. 規定等の変更</p> <p><u>1. 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第 22 条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、利用者に事前に通知することなく店頭表示その他の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じても、当金庫は責任を負いません。</p>

以上